

別 表

肺がん検診精密検査医療機関登録の要件

1 診療に従事する医師

次のいずれかに該当する肺がん診療を専門とする医師（常勤・非常勤は問わない）を配置していること。

- (1) 日本肺癌学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本胸部外科学会又は日本医学放射線学会の認定医、専門医、指導医又は評議員
- (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずる技能を有すると認める医師

2 診断機器

- (1) 高分解能 CT の検査体制が整備されていること。
- (2) 気管支鏡の検査体制が整備されていること、又は実施可能な他の医療機関へ紹介等できること。
- (3) 医療機関内又は他の医療機関の関係科（内科、外科、放射線科、細胞診・病理等）との協力体制が十分とれること。

3 病理組織診

生検が実施可能であること。ただし、病理診断は外注でも可とする。

4 記録の報告等

精密検査結果について、市町又は検診実施機関に速やかに報告すること。また、市町又は検診実施機関が実施する追跡調査等に協力すること。

5 研修会、講習会、関連学会等への参加

肺がん診療に従事する医師・技師に次の研修会等を過去3年間に2回以上受講させていること。ただし、複数の医師・技師がいる場合は医療機関として規定を超えていること。

- (1) 日本肺癌学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器外科学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本医学放射線学会、日本胸部外科学会、日本CT検診学会、日本放射線腫瘍学会、日本臨床細胞学会又は栃木県がん集検協議会（肺がん検診従事者研修会）
- (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずるものとして認める研修会等

6 公表

肺がん検診精密検査医療機関として、公表に同意できること。